

○玉名市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する  
法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成20年3月28日

条例第2号

改正 平成29年9月29日条例第25号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。第3条において「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(平29条例25・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域のうち、本市の区域（松木地区を除く。）に属する区域	100分の10以上	100分の15以上

(平29条例25・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表に規定する区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$$

ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$  のときは  $G \geq 0.1S - G_1$

とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

備考 これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省告示・厚生省告示・農林水産省告示・通商産業省告示・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地的面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$$

ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$  のときは  $E \geq 0.15S - E_1$  とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$  のときは  $E \geq 0$  とする。

備考 これらの式において、E、P、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、S及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表に規定する区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$  のときは  $G \geq 0.1S - G_1$  とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

備考 これらの式において、G、n、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、S及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$  のときは  $E \geq 0.15S - E_1$  とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$  のときは  $E \geq 0$  とする。

備考 これらの式において、E、n、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、S及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け

出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。) の面積の合計

附 則 (平成29年9月29日条例第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。